

# 独立行政法人経済産業研究所研究職員等給与規程

〔平成13年4月1日〕  
規程第4号

改正	平成15年	5月	1日	平成15・4・23	独経研第1号
改正	平成16年	4月	1日	平成16・3・9	独経研第1号
改正	平成18年	3月	31日	平成18・3・30	独経研第1号
改正	平成19年	11月	30日	平成19・11・30	独経研第4号
改正	平成21年	12月	2日	平成21・12・2	独経研第5号
改正	平成22年	12月	1日	平成22・12・1	独経研第5号
改正	平成24年	3月	30日	平成24・3・19	独経研第8号
改正	平成27年	3月	27日	平成27・3・25	独経研第4号
改正	平成28年	3月	31日	平成28・3・30	独経研第36号
改正	平成29年	3月	31日	平成29・3・28	独経研第10号
改正	平成31年	2月	12日	平成31・2・4	独経研第11号
改正	令和2年	2月	28日	令和2・2・26	独経研第8号
改正	令和3年	3月	30日	令和3・3・26	独経研第1号
改正	令和4年	4月	25日	令和4・4・22	独経研第2号

## (目的)

- 第1条 この規程（以下「研究職員等給与規程」という。）は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の職員（研究所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条第2項に規定する職員）のうち、常時勤務する所長、副所長及び任期付研究職員（以下「研究職員等」という。）の給与について定めることを目的とする。
- 2 職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮して定めるものとする。
- 3 この研究所研究職員等給与規程（以下「研究職員等給与規程」という。）は、研究所の業務の実績を考慮し、かつ、社会の一般の情勢に適合したものとする。

## (研究職員等の給与)

- 第2条 研究職員等の給与は、個別契約による年俸制とする。通勤手当は、別途支給する。
- 2 契約締結に当たっては、研究職員等の年俸は、①個人の専門能力、経験、研究成果、②学位の有無、③担当する職務の複雑・困難、責任の程度、④組織への貢献期待度、⑤現在別組織に既に雇用されている場合、当研究所に移籍することによって発生するリスクに対する補償額、⑥当研究所の研究環境を享受することによって、本人が受ける便益、⑦研究者市場において、本人と同様の状況にある研究者の給与相場、⑧競合先提示条件、⑨現在の給与及び⑩既に当研究所に雇用されている研究者の給与とのバ

ランス等を考慮して定めるものとする。

3 契約の更改に係る年俸の決定は、契約期間中の勤務成績を反映して行うものとする。

(通勤手当)

第3条 研究職員等の通勤手当は、研究所職員給与規程第19条に定めるところによる。

(給与の支給)

第4条 研究職員等の給与は、年俸の1/16.30と通勤手当を毎月の支給定日に支払い、年俸の2.15/16.30、2.15/16.30をそれぞれ、6月、12月の賞与の時季に支払うものとする。

2 研究職員等の給与は、職員の指定する本人名義の口座への振込むことによって支払う。ただし、職員が希望した場合は、通貨によって直接職員に支払う。

3 法令等に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき金額から、控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(給与の支給日)

第5条 研究職員等の給与(賞与相当分を除く。)の支給定日は、毎月18日とし、その月額的全額を支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときはその日前において最も近い休日でない日とする。

2 6月、12月の賞与の時季に支払われる賞与相当分の給与は、6月、12月の月の理事長が別に定める日に支給する。

(賞与相当分を除く給与の減額)

第6条 研究職員等が勤務しない日がある場合には、その勤務しない日の翌月の支給定日には、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日数につき次項に規定する勤務1日当たりの給与額(賞与相当分を除く。)により日割り計算で減額した額を、支給する。ただし、その勤務をしない日の翌月の支給定日にあたる日が契約期間終了後である場合には、契約が更新される場合であっても契約期間を超えて減額することはなく、その日割り計算による減額部分は、当該研究職員等が研究所に返金するものとする。

2 前項の日割り計算をするときは、年俸の12/16.30を契約期間の1年間の所定労働日数で除した額を勤務1日当たりの給与額(賞与相当分を除く。)とする。

3 第1項及び前項の規定に従い減額を行う場合に、一回の支給定日の支払い額が減額部分より少ない場合には、差額は翌月の支給定日の支払いから減額するものとする。ただし、翌月の支給定日が契約期間終了後である場合には、契約が更新される場合であっても、契約期間を超えて減額することはなく、その差額は、当該研究職員等が研究所に返金するものとする。

(賞与相当分の給与の減額)

第7条 個別契約の開始からその契約期間中の最初の賞与相当分の給与が支給される月の前の月までに、研究職員等が勤務しない日があったときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日数につき、次項に規定する勤務1日当たりの賞与相当分の給与額により日割り計算で減額した額を、最初の賞与相当分の給与として支給する。最初の賞与相当分の給与が支給される月から2回目の賞与相当分の給与が支給される月の前の月までに、研究職員等が勤務しない日があったときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日数につき、次項に規定する勤務1日当たりの賞与相当分の給与額により日割り計算で減額した額を、2回目の賞与相当分の給与として支給する。

- 2 前項の日割り計算をするときは、年俸を契約期間の1年間の所定労働日数で除して得た額を勤務1日当たりの賞与相当分の給与額とする。
- 3 2回目の賞与相当分の給与が支給される月以降に、研究職員等が勤務しない日があったときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日数につき、前項に規定する勤務1日当たりの賞与相当分の給与額により日割り計算した額を、当該研究職員等が研究所に返金するものとする。

(育児休業又は介護休業の場合の給与の減額)

第8条 研究職員等が、契約期間の1年間の全部の期間において育児休業又は介護休業する場合には、給与を支給しない。

- 2 研究職員等が、契約期間の1年間の一部の期間において育児休業又は介護休業する場合には、第6条及び前条の規定に準じて日割り計算で減額した給与を支給する。ただし、育児休業又は介護休業する場合の前条第2項の勤務1日当たりの賞与相当分の給与額は、年俸の4.30/16.30の1/2を契約期間の1年間の所定労働日数で除した額とする。

(中途解約)

第9条 年度途中で、契約を解約した研究職員等の給与は、解約の日までの日割り計算で支払う。

- 2 前項の日割り計算をするときは、年俸を365で除した額を1日分とする。

(施行細則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別にこれを定める。

附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15・4・23 独経研第1号)

この規程は、平成15年5月1日から施行する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附 則 (平成16・3・9 独経研第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附 則 (平成18・3・30 独経研第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附 則 (平成19・11・30 独経研第4号)

この規程は、平成19年11月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附 則 (平成21・12・2 独経研第5号)

この規程は、平成21年12月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、個別の契約において既に別の定めのある職員は除く。

附 則 (平成22・12・1 独経研第5号)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、個別の契約において人事院勧告等の反映を想定していない職員は除く。
- 2 改正後の第4条第1項の規定の適用を受ける研究職員等の給与は、平成23年3月末日までの間は、年俸の1/15.95と通勤手当を毎月の支給定日に支払い、年俸の1.95/15.95、2.0/15.95をそれぞれ、6月、12月の賞与の時に支払うものとする。

附 則 (平成24・3・19 独経研第8号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、個別の契約において人事院勧告等の反映を想定していない職員は除く。
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間(以下「特例期間」という。)、平成24年4月1日付施行の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)第9条の規定を準用し、第2条に規定する年俸については、研究所職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表1に規定する本俸月額1～2等級と位置付けられる研究職員は100分の9.77を、3～4等級と位置付けられる研究職員は100分

の 7. 77 の割合を乗じて得た額を減じる。また、給与規程第 11 条第 2 項第一号に規定する職務手当については、本俸月額 1 ～ 3 等級と位置付けられる研究職員は各等級の職務手当相当額の 100 分の 10 の割合を乗じて得た額を減じる。また、第 4 条第 1 項に規定する 6 月及び 12 月賞与相当額については、当該研究職員が受けるべき相当額に 100 分の 9. 77 の割合を乗じて得た額を減じる。

3. 給与規程第 16 条に規定する地域手当相当額の算出に当たっては、前号の規定に基づく減額後の額を基礎とする。
4. 第 2 号及び第 3 号の規定は、特例期間中に更新又は新規締結される契約の契約終了日が平成 26 年 3 月 31 日を超える場合、当該契約の全期間において適用する。

附 則 (平成 27・3・25 独経研第 4 号)  
この規程は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 4 条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附 則 (平成 28・3・30 独経研第 36 号)  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附 則 (平成 29・3・28 独経研第 10 号)  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附 則 (平成 31・2・4 独経研第 11 号)  
この規程は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。ただし、第 4 条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附 則 (令和 2・2・26 独経研第 8 号)  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附 則 (令和 3・3・26 独経研第 1 号)  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。

附 則 (令和4・4・22独経研第2号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。ただし、第4条に関しては、個別の契約において既に別に定めのある職員は除く。